

院の開山祐慶が伊勢より請け來りたる櫛を愛宕寺中に勸請せし事をいへるもの也。按ずるに、櫛を以て神寶と崇むる事は、往昔より其の例多し。伊呂波字類抄に、京都吉田社の條に、永正元年山蔭中納言奉_レ鎮_レ之。春日大原野奉崇_レ之。以_レ櫛爲_レ正體。と見ゆ、諸神本懷に、神殿不安御體。唯用_レ賢木。など、あり。故に觀音院開山祐慶も、伊勢神宮より櫛を請け來りて犀川神明社の神寶となし、一社を更に創建し、僕男猿市を神主になし、多田讚岐と稱し、泉野神社の草創をなしたるもの也。然るに明治廢藩置縣の際、多田讚岐が子孫鬼一郎なる者、社地を賣却して狭少となし、社殿を破壊して神社の衰微を醸したるは、實に惡むべき事なりし故に、遂に當社の神官を取除かれたりといへども、氏子有志の奮發に依りて、社地をば漸く取返し、社殿を新築し、稍、復古なしたり。是全く氏子の力といふべし。

正徳四年七月十八日内侍所に侍りける鈴を
金澤神明宮に納奉るとて 山本基庸
ふりいで、この神垣のすゝ虫も
千代松むしも聲やそふらん

○泉野神社神殿造營

當社神殿の造營の濫觴は、前顯觀音院傳來の古筆覺書に、古肥前様當地に御移被成候砌、寺社屋敷可被下由に付、神明屋敷之儀、松平伯耆殿・山田出羽殿に祐慶より致_レ訴訟、犀川に屋敷廿五間四方致_レ拜領、同年十一月五日宮移致し候。と見ゆ、延寶二年四月多田丹波守より寺社奉行へ出したる覺書にも、利長様御入國被爲成候御時、神明御宮屋敷七百廿八歩一尺四寸之所を拜領仕、御建立地に被爲成候。其時分は小社作にて御座候。御宮屋敷御奉行松平伯耆守殿・山田出羽守殿に而御座候事。と載せたり。按ずるに、利長卿金澤入部は慶長四年也。關屋政春の古兵談にも、慶長四年八月利長卿御國入云々とあり。卯辰八幡社記に、利長卿慶長四年金澤へ御引越、以御意越中守山鎮座八幡大神を御城の良方卯辰山荒地に御造營被仰付。とも見ゆれば、此の時卯辰八幡と共に社殿造營の舉ありしと聞ゆ。但し此の神明神殿は祐慶私費を以て小祠を造立し、當社の草創をなしたるなるべし。然るを寛永六年に利常卿、祈念の爲め神殿造營ありしと也。神社に傳來せる西尾隼人の判書如

左。

一筆致啓上候。爰元相替儀無御座候條、可御心安候。當月來月中兩御所様御成之儀に御座候間、是又可御心安候。

一、金澤之御神明御宮立、夏中に中納言様御祈念之ため御屋敷など致_レ拜領、神主取立申事に御座候。則御つばね様ね茂申上候へ共、御女儀之儀に候へば、御三人様奉_レ頼候間、御肝煎被_レ成、御宮建相調申様に奉_レ頼存候。御言葉迄そへさせられ可_レ被_レ下候。當年御成旁々御座候條、爲_レ御祈禱之右之仕合に御座候。恐惶謹言。

四月五日

西尾隼人判

石川茂兵衛様

中村 刑部様

西尾右馬助様

御建立破損御修理之覺

一、中納言様爲御祈禱御建立可_レ被_レ爲成旨被_レ仰出、西尾隼人殿御奉行に而御宮御再興之御企候處に、御宮屋敷せばく御座候由被_レ仰上候へば、則御地奉行石川茂兵衛殿・西村右

馬助殿に被_レ仰付、寛永六年閏二月十八日に四百三拾三步三尺之處、重而拜領仕候。其以後追付西尾隼人殿・宮城采女殿爲御奉行御宮御建立成就仕候。同年九月廿六日就御遷宮、爲其入用御米百俵可_レ被_レ爲下之旨西尾隼人殿より被_レ仰渡、同月廿四日に先祖讚岐守拜領仕候事。

一、慶安二年津田兵左衛門殿・松本次郎兵衛殿御奉行被_レ仰付、三社之茅葺、并拜殿、御池之蓋、井筒、鳥居、往還道筋土堀之蓋、御修理成就仕候事。

一、寛文拾貳年八月朔日より同六日迄、破損御修理。御奉行高澤五郎右衛門殿・齋田武右衛門殿にて御座候。御奉行御代りにて、同月七日より十月初迄、家木又八殿、深町善右衛門殿御奉行にて、三社之茅葺・兩門破損御修理成就仕候事。

一、同年破損同御修理之時、御被納置社大破損仕に付、此替りに御供所被爲_レ仰付可_レ被_レ下旨、御訴訟申上候へば、被_レ開召分、二間三間之御供所、御膳棚并に樓家御建立被爲_レ仰付候事。

一、同年同破損御修理之時、町さかひ南の方柵、右御供所